

原子力防災部会ワーキンググループ開催結果

県地域防災計画（原子力災害対策編）を見直しにおける技術的な事項等を検討するため、福島県防災会議原子力防災部会ワーキンググループを開催した。

1	日 時	平成25年10月25日（金）13時30分～16時
2	場 所	福島テルサ 会議室あづま
3	議 題	県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて
4	委 員	ワーキンググループメンバー（学識経験者5名、原子力安全対策課長）
5	検討概要	緊急時モニタリング実施体制の検討など

6 主な意見と対応（案）

主な意見	当面の対応（案）
（1）モニタリング体制等について	
ア 国が緊急時モニタリングを統括するとしているが、現在、その体制等は具体的に示されていない。県は、今後どのように対応するのか明確にすべき。	国が実施した原子力防災訓練における体制等を参考として計画案を作成するが、国が解説書等を示した時点で、県のマニュアル等に反映していく。
イ 複合災害時において緊急時モニタリングはどのように行うのか。	モニタリングポストの電源・通信の強化、電源内蔵型の可搬型モニタリングポストの整備等により、複合災害時においても監視継続できるようにする。 また、道路損壊時には航空機サーベイを速やかに実施し、全体状況の早期把握に努めるようにしていく。
ウ 複合災害時におけるモニタリング要員の派遣については、各自治体の事情に配慮した上で進める必要がある。	実施計画や動員計画の策定に当たっては、各自治体の実情を十分に踏まえて進めていく。
エ 複合災害時には、道路寸断により要員が参集や活動ができないことも想定しておくべき。	モニタリングポスト等による監視体制の強化及び航空機サーベイの活用について検討していく。
オ 福島第一原子力発電所はプラントの状況が異なることから、緊急時モニタリング活動を開始する事象や時期について明確にする必要があるのではないか。	一定以上の地震・津波等により速やかにモニタリング活動を開始する。また、EALを踏まえた国、事業者からの通報によってもモニタリング活動を開始する。

主な意見	当面の対応（案）
<p>カ モニタリング実施計画は国が策定するとされているが、現実には現地を知っている県が中心となるのが効率的。中央と現地が対等な関係で議論することが必要。</p>	<p>県が策定するモニタリング計画の策定過程において、モニタリング実施計画の内容を国とともに検討していく。</p>
<p>キ 緊急時モニタリングの支援として他自治体、大学、関係機関等から派遣される職員に、どのような役割を割り振るのか整理しておく必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえモニタリング計画において検討していく。</p>
<p>（２）緊急時モニタリングセンター（EMC）について</p>	
<p>ア オフサイトセンター２施設の建設に合わせ、それぞれに緊急時モニタリングセンターを設置としているが、福島第一・第二原子力発電所が同時発災した場合の役割分担はどうするのか。</p>	<p>モニタリング対象区域の分担や、データ集約の一元化などについて検討していく。</p>
<p>イ 緊急時モニタリングセンターであっても、「企画評価グループ」、「情報収集・管理グループ」と「測定・分析グループ」は別建物で活動することとなるので、相互の連携に十分配慮した体制とすべき。</p>	<p>テレビ会議システム等の設置や、建物間の連絡通路設置などにより物理的に緊密な連携が可能となるよう検討していく。</p>
<p>ウ 緊急時モニタリングセンターは、複数の機関で構成されることとなるので、指揮命令系統の明確化や、指示を出すグループリーダーのスキル向上が重要となる。</p>	<p>的確な指示ができる要員を育成するための研修や訓練について、モニタリング計画に反映していく。</p>
<p>（３）モニタリング結果の取扱について</p>	
<p>ア 各機関が分析したモニタリング結果の取扱、特に公表までの体制に明確にすべき。</p>	<p>原則、国がとりまとめ、公表するが、OFCにおいても速報の形で公表し、かつ防護対策に速やかに活用する。</p>
<p>（４）安定ヨウ素剤について</p>	
<p>ア 安定ヨウ素剤の配付については、福島第一原子力発電所の状況や福島第二原子力発電所の再稼働を認めないとする本県のスタンスも踏まえて検討すべきではないか。</p>	<p>原子力災害対策指針の規定や課題等を踏まえて、引き続き検討していく。</p>
<p>（５）その他</p>	
<p>ア モニタリング結果を踏まえた防護対策の判断基準については、国が整理していく必要がある。</p>	<p>判断基準をしっかりと示すよう国に対して求めていく。</p>